



保険外併用療養費（初診時選定療養費）の改定について

当院では、初診時に紹介状を持参されなかった患者様に、厚生労働省告示＜保険外併用療養費に係る療養の基準＞に基づき、初診時の保険外併用療養費として保険算定額の他に算定させて頂いております。

この度、高度急性期医療機能のより一層の有効活用を図る観点から、平成 27 年 4 月 1 日以降下記の金額に改定させていただきますことをお知らせ致します。

患者さんの皆さまに安全で質の高い医療を提供するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

【初診時保険外併用療養費】

現行（平成 27 年 3 月 31 日まで） 3,240 円（消費税込み）



平成 27 年 4 月 1 日以降 5,400 円（消費税込み）

尚、国の公費負担制度の受給者の方、並びに地方単独の公費負担受給者（特定の障害及び特定の疾病）の一部の方、定期検診等の方には算定しておりません。